

御利用料金 (平成 27 年 4 月 1 日～)

(サービス提供時間は、午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分です。)

(1) 基本料金及び加算料金

【通常規模型】(5 時間以上 7 時間未満の場合)

(単位：円)

区分	金額		内容説明	
	1 割負担	2 割負担		
区分	要介護 1	614	1,227	1 日あたりの負担額
	要介護 2	725	1,450	
	要介護 3	837	1,673	
	要介護 4	948	1,896	
	要介護 5	1,060	2,119	
加算額	入浴介助加算(日)	54	108	入浴介助を行った場合
	中重度者ケア体制加算(日)	49	97	看護職員または介護職員を常勤換算で 2 人以上確保している 前年度または算定日の属する月の前 3 ヶ月間の利用者総数のうち要介護 3、要介護 4 又は 5 の方の割合が 30% 以上である
				時間帯を通じて看護職員を 1 名以上配置している
	個別機能訓練加算(I)(日)	50	99	常勤の看護師等により計画的に機能訓練を行う
	個別機能訓練加算(II)(日)	60	120	理学療法士等により計画的に機能訓練を行う
	認知症加算(日)	65	129	看護職員または介護職員を常勤換算法で 2 人以上確保している 前年度または算定日の属する月の前 3 ヶ月間の利用者総数のうち認知症の方の占める割合が 20% 以上である
				認知症介護に係る専門的・実践的な研修を終了した者を 1 名以上配置している
	若年性認知症利用者受入加算(日)	65	129	個別に担当者を定めてサービス提供を行う
	口腔機能向上加算(回)	161	322	個別に口腔清掃の実施、指導を行う
	サービス提供体制強化加算 I イ(回)	20	39	介護福祉士を 50% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算 I ロ(回)	13	26	介護福祉士を 40% 配置した場合
	サービス提供体制強化加算 II(回)	7	13	勤続年数 3 年を超える職員を 30% 配置した場合
	送迎減算(片道)	▲51	▲101	利用者の居宅と指定通所介護事業所間の送迎を行わない場合
	介護職員処遇改善加算(I)(月)	請求総単位数に 4.0% を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の賃金の改善に要する計画を策定し、適切な措置を講じている。介護職員の任用における職責または職務内容などの要件を定め書面をもって全ての職員に周知している。介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修の実施など研修の機会を確保し全職員に周知している。
介護職員処遇改善加算(II)(月)	請求総単位数に 2.2% を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保。処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。	
介護職員処遇改善加算(III)(月)	II の 90%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保若しくは、処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。	
介護職員処遇改善加算(IV)(月)	II の 80%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。	

※ 加算の算定に関しては、該当するサービスを実施した場合のみ算定致します。

(2) 基本料金及び加算料金

【介護予防通所介護】

区分	金額			内容説明
		1割負担	2割負担	
要支援1		1,766	3,531	一ヶ月あたりの負担額
	要支援2	3,621	7,241	
加算額	生活機能向上グループ活動加算(月)	108	215	日常生活上の支援の為に活動を行った場合
	口腔機能向上加算(月)	161	322	個別に口腔清掃の実施、指導を行う
	選択的サービス複数実施加算Ⅰ(月)	515	1,029	2種類のサービスを実施をしている
	選択的サービス複数実施加算Ⅱ(月)	751	1,501	3種類のサービスを実施をしている
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援1)(月)	78	155	介護福祉士を50%配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ(要支援2)(月)	155	309	介護福祉士を50%配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援1)(月)	52	103	介護福祉士を40%配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ(要支援2)(月)	103	206	介護福祉士を40%配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)(月)	26	52	勤続年数3年を超える職員を30%配置した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)(月)	52	103	勤続年数3年を超える職員を30%配置した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ(月)は通常規模型、加算額参照				

※ 加算の算定に関しては、該当するサービスを実施した場合のみ算定致します。

★ 1日の利用料金と利用回数別料金の目安

【1割負担】

要支援は月額の利用者負担額です。(単位：円)

利用者負担額(1日)	700	816	932	1,049	1,165	1,975	3,930
食費(1回)	800	800	800	800	800	800	800
【1割負担】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
月1回のご利用	1,500	1,616	1,732	1,849	1,965	2,775	4,730
月4回のご利用	6,000	6,464	6,928	7,396	7,860	5,175	7,130
月8回のご利用	12,000	12,928	13,856	14,792	15,720	8,375	10,330
月12回のご利用	18,000	19,392	20,784	22,188	23,580	11,575	13,530

【2割負担】

要支援は月額の利用者負担額です。(単位：円)

利用者負担額(1日)	1,400	1,632	1,863	2,097	2,329	3,950	7,860
食費(1回)	800	800	800	800	800	800	800
【2割負担】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
月1回のご利用	2,200	2,432	2,663	2,897	3,129	4,750	8,660
月4回のご利用	8,800	9,728	10,652	11,588	12,516	7,150	11,060
月8回のご利用	17,600	19,456	21,304	23,176	25,032	10,350	14,260
月12回のご利用	26,400	29,184	31,956	34,764	37,548	13,550	17,460

(単位：円)

※上記の金額は、当施設で算定する加算を含んだ1日の利用者1割負担額または2割負担額です。また1日の利用金は、おおむねの金額となっており、実際の金額と多少異なる場合があります。

食事負担についてはご契約者に提供する食事の材料費及びおやつ、調理コストにかかる費用です。料金：1回あたり 800円

【その他の事項について】

通常の事業実施地域以外の地域利用者に対する送迎を行った場合には、ガソリン代実費額を徴収致します。

その他、サービス以外のものは実費にてお受け致します。

※ここで示す全ての料金は法改正等により変更されることがあります。